



平成27年7月23日

各 位

会社名 リベステ株式会社
代表者名 代表取締役社長 河合純二
(JASDAQ・コード8887)
問合せ先
役職・氏名 専務取締役 樋口文雄
電話 048-944-1849

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年7月23日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行すること、および、「定款一部変更の件」を平成27年8月27日開催予定の当社第37期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。

定款の主な変更内容は次のとおりです。

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、規定の新設など所要の変更を行うものです。
- ② 改正会社法において、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことにより、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第21条（取締役の責任免除）の規定の一部を変更するものです。

なお、本規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機関の設置) 第 4 条 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>及び会計監査人を置く。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第 15 条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法) 第 16 条 取締役の選任は、<u>株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>② <u>取締役の選任については、累積投票によらない。</u></p> <p>(任期) 第 17 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>② <u>任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機関の設置) 第 4 条 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>及び会計監査人を置く。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第 15 条 当社の取締役(<u>監査等委員である者を除く</u>)は、7名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第 16 条 取締役の選任は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(任期) 第 17 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 18 条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 20 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 21 条 当会社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 4 2 3 条第 1 項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>④ <u>会社法第 3 2 9 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第 18 条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 20 条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区分して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 21 条 当会社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 4 2 3 条第 1 項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>）との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u> 第 22 条 <u>当会社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u> 第 23 条 <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u> 第 24 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u> 第 25 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会)</u> 第 26 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	<p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u> 第 22 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要の業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p><u>(取締役会の議事録)</u> 第 23 条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) <u>第 27 条</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除) <u>第 28 条</u> <u>当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 4 2 3 条第 1 項の監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> ② <u>当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会) <u>第 24 条</u> <u>監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</u> ② <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(招集) <u>第 25 条</u> <u>監査等委員会の招集は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。</u> ② <u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程) <u>第 26 条</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 6 章 計算</p>	<p>第 6 章 計算</p>
<p>(事業年度) <u>第 29 条</u> <u>当社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの 1 年とする。</u></p>	<p>(事業年度) <u>第 27 条</u> <u>当社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの 1 年とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(期末配当の基準日) <u>第30条</u> <u>当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。</u></p> <p>(中間配当金) <u>第31条</u> <u>取締役会の決議により、毎年11月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第32条</u> <u>期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当) <u>第28条</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u> ② <u>当社は毎年5月31日又は11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という）を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第29条</u> <u>配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成27年8月27日（予定）
平成27年8月27日（予定）

以 上